

津市新斎場整備運営事業

要求水準書 (修正版)

平成 24 年 8 月 31 日

津 市

目 次

I 総則	1
1 本書の位置づけ	1
2 事業の目的	1
3 整備基本方針	1
(1) 人生終焉の場にふさわしい施設づくり	1
(2) 環境にやさしい施設づくり	1
(3) 良質なサービスの提供と人にやさしい施設づくり	1
(4) 管理・運営がしやすい施設づくり	1
(5) 周辺地域と調和した緑豊かな施設づくり	2
(6) 災害に強い安全安心な施設づくり	2
(7) 効率的な整備手法を導入した施設づくり	2
4 事業概要	2
(1) 事業名	2
(2) 事業内容	2
(3) 設計・建設期間	3
(4) 維持管理・運営期間	3
(5) 事業方式	3
5 適用法令・基準	3
(1) 適用法令等	3
(2) 設計基準、仕様書等	4
6 災害時の対応	5
(1) 常時における備蓄	5
(2) 大規模災害への対応	5
7 本要求水準書に記載のない事項	5
II 施設整備業務要求水準	6
1 基本要件	6
(1) 基本施設	6
(2) 敷地条件	6
(3) インフラ整備状況	7
2 敷地整備要件	8
(1) 基本要件	8
(2) 外構計画	8
(3) 駐車場計画	9
3 建築施設整備要件	9
(1) 基本要件	9
(2) 建物の構造	10

(3) 建築意匠の仕上げ計画	11
(4) 施設概要	11
4 建築付帯設備要件	14
(1) 基本要件	14
(2) 電気設備	15
(3) 機械設備	16
5 火葬炉設備要件	17
(1) 基本要件	17
(2) 機械設備	22
(3) 電気・計装設備	28
(4) その他の用具等	30
6 運営・支援システム整備要件	30
(1) 概要	30
(2) 機器構成及び仕様	31
(3) 機能	31
7 設計業務	32
(1) 業務の対象	32
(2) 業務期間	32
(3) 設計計画及び報告	32
8 建設業務	33
(1) 業務の対象	33
(2) 業務期間	33
(3) 建設計画及び報告	33
(4) 全体要件	34
9 備品等整備業務	34
10 工事監理業務	35
11 既存施設解体・撤去業務	35
12 進入路整備業務	35
13 境界整備業務	35
14 環境整備ゾーン整備業務	35
15 付属研修施設整備業務	35
16 各種申請業務	35
17 その他	36
(1) 施設の所有権移転	36
(2) 稼働準備業務	36
Ⅲ 施設維持管理業務要求水準	37
1 基本要件	37
(1) 業務の概要	37
(2) 業務期間	37
(3) 維持管理計画及び報告	37

(4) 全体要件	37
2 建築物保守管理業務	38
3 建築設備保守管理業務	38
4 火葬炉保守管理業務	38
5 植栽・外構・緩衝緑地維持管理業務	39
6 残骨灰及び集じん灰処理業務	39
7 備品等管理業務	40
8 清掃業務	40
9 警備業務	40
10 環境衛生管理業務	40
11 環境整備ゾーンの維持管理業務	41
IV 施設運營業務要求水準	42
1 基本要件	42
(1) 業務の概要	42
(2) 業務期間	42
(3) 運営計画及び報告	42
(4) 全体要件	42
2 施設の運営概要	42
(1) 使用日	42
(2) 使用時間	43
(3) 使用料	43
3 予約受付業務	43
4 利用者受付業務	43
5 使用料収納代行業務	43
6 火葬業務	43
7 火葬炉運転業務	44
8 動物、人体の一部の火葬業務	44
9 待合室関連業務	45
10 葬儀式場関連業務	45
11 自動販売機及び売店（売店を設置する場合）	45
12 その他	45
(1) 勤務管理	45
(2) 庶務・広報業務	46
(3) 各種資料の作成・保管及び閲覧	46
(4) モニタリング	46
(5) 大規模災害時の対応	46
(6) 引き取りを希望しない焼骨	47
(7) 心づけ受領の禁止	47

I 総則

1 本書の位置づけ

本要求水準書は、津市が「津市新斎場整備運営事業」（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者を募集及び選定するに当たり、本事業の「施設整備業務」、「維持管理業務」及び「運営業務」について、市が民間事業者に要求する具体的な水準を示すものである。

2 事業の目的

平成 18 年 1 月 1 日の新「津市」の誕生以来、市は、津斎場、久居斎場及び香良洲斎場の市営 3 斎場のほか、美杉地域にも 6 つの火葬場を有している。このうち市営 3 斎場は、いずれの施設も建設から 25 年以上が経過し老朽化や将来の火葬需要への対応等の課題を抱えていることから、新たな斎場の整備に向けて取り組むこととし、施設整備の基本的な事項を「津市新斎場建設整備計画」（平成 23 年 2 月策定、以下「整備計画」という。）として取りまとめた。

事業を進めるに当たっては、整備計画に定めた 7 つの基本方針に基づき、民間の経営能力や技術的能力を活用して、公共サービスの一層の向上及び効率的な施設整備、維持管理・運営を図る。

なお、事業の実施に際しては、事業全般にわたり地元経済への貢献を重視する。

3 整備基本方針

整備計画において、新斎場整備に当たっての基本方針を次のように設定した。

(1) 人生終焉の場にふさわしい施設づくり

遺族及び会葬者に安らぎを与える質の高い空間で構成する施設とする。

また、施設は厳粛かつ静謐な空間において、光や風、緑など自然との調和を考慮した明るく清潔な施設とする。

(2) 環境にやさしい施設づくり

自然採光や自然通風など自然エネルギーの有効活用を考慮した環境にやさしい施設とする。

また、火葬による排気ガス、悪臭、騒音、振動等は国等の基準を遵守し、周辺環境への影響を最小限に抑えられる火葬炉設備を設置する。

(3) 良質なサービスの提供と人にやさしい施設づくり

遺族及び会葬者の心情に配慮し、質の高い運営による良質なサービスを提供する。また、ユニバーサルデザインの理念に基づき、誰もが分かりやすく利用しやすい施設にし、また、プライバシーの保護にも配慮した施設とする。

(4) 管理・運営がしやすい施設づくり

利用者と施設管理者との動線を分離し、スムーズな管理・運営が図れる施設と

する。

また、集中管理システム、総合案内システム等による効率化、省力化を図り、管理・運営面において経費軽減に努めた施設とする。

(5) 周辺地域と調和した緑豊かな施設づくり

既存の豊かな緑を残しつつ、敷地内には緩衝緑地空間を設け、周辺環境と調和した景観及び建物の外観に工夫を凝らした施設とする。

(6) 災害に強い安全安心な施設づくり

災害時、非常時における耐久性を重視し、機能的にも構造的にも災害に強い施設とする。

(7) 効率的な整備手法を導入した施設づくり

民間活力によるサービス水準の向上や財政支出の削減をめざして、P F I 方式による効率的な整備を図る。

4 事業概要

(1) 事業名

津市新斎場整備運営事業

(2) 事業内容

敷地内に、斎場、付属研修施設、緑地公園、グラウンド及びその他の付帯施設を整備し、斎場、緑地公園、グラウンド、付帯施設の維持管理、斎場の運営を行う。主な業務は下記のとおりであり、それぞれの詳細は、各章に示す。

① 施設整備業務

- ・ 事前調査業務
- ・ 設計業務
- ・ 建設業務
- ・ 備品等整備業務
- ・ 工事監理業務
- ・ 既存施設（市環境事業課関連施設）解体・撤去業務
- ・ 進入路整備業務
- ・ 境界整備業務
- ・ 環境整備ゾーン整備業務
- ・ 付属研修施設整備業務
- ・ 所有権移転業務
- ・ 各種申請業務
- ・ 稼働準備業務
- ・ その他施設整備上必要な業務

② 維持管理業務

- ・ 建築物保守管理業務
- ・ 建築設備保守管理業務
- ・ 火葬炉保守管理業務
- ・ 植栽、外構、緩衝緑地維持管理業務
- ・ 残骨灰、集じん灰処理業務
- ・ 備品等管理業務
- ・ 清掃業務
- ・ 警備業務
- ・ 環境衛生管理業務
- ・ 環境整備ゾーン維持管理業務
- ・ その他維持管理上必要な業務

③ 運營業務

- ・ 予約受付業務
- ・ 利用者受付業務
- ・ 使用料収納代行業務
- ・ 火葬業務
- ・ 火葬炉運転業務
- ・ 待合室関連業務
- ・ 葬儀式場関連業務
- ・ その他運営上必要な業務

(3) 設計・建設期間

平成 25 年 4 月から平成 26 年 12 月までの 1 年 9 か月間

(4) 維持管理・運営期間

平成 27 年 1 月から平成 42 年 3 月までの 15 年 3 か月間

(5) 事業方式

P F I （B T O）方式

5 適用法令・基準

事業を実施するに当たっては、以下の法令等を遵守すること。

(1) 適用法令等

- ・ 墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）
- ・ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- ・ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- ・ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- ・ 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- ・ 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 52

号)

- ・水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- ・大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- ・悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ・騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- ・振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- ・労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）
- ・最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
- ・エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
- ・健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）
- ・危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）
- ・墓地、埋葬等に関する法律施行細則（平成元年三重県規則第 26 号）
- ・火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針（平成 12 年 3 月火葬場から排出されるダイオキシン削減対策検討会答申）
- ・津市環境基本条例（平成 19 年条例第 5 号）
- ・津市建築基準法施行取扱規則（平成 18 年規則第 199 号）
- ・津市都市計画法施行取扱規則（平成 18 年規則第 194 号）
- ・三重県生活環境の保全に関する条例（平成 13 年三重県条例第 7 号）
- ・三重県生活環境の保全に関する条例施行規則（平成 13 年三重県規則第 39 号）
- ・その他施設の建設、維持管理及び運営に関する関係条例等
- ・その他関係法令等

(2) 設計基準、仕様書等

- ・国土交通省（又は建設省）営繕部監修、（社）公共建築協会編集の以下に掲げる基準等（最新版）
- ・建築設計基準及び同解説
- ・建築構造設計基準及び同解説
- ・建築設備設計基準
- ・建築設備計画基準・同解説
- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- ・公共建築工事標準仕様書（電気設備編）
- ・公共建築工事標準仕様書（機械設備編）
- ・官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説
- ・官庁施設の基本的性能基準（平成 18 年国土交通省国営建第 156 号、国営

設第 162 号)

- ・ 公共施設建設等にかかる環境配慮ガイドライン
- ・ 国土交通省営繕部監修、(財)建築保全センター編集の保全業務の実施時における最新版の建築保全業務共通仕様書
- ・ 三重県開発許可制度ハンドブック（三重県県土整備部建築開発室）

6 災害時の対応

(1) 常時における備蓄

3 日間の火葬件数に対応できるよう、自家発電装置におけるエネルギー供給を含め、必要な代替燃料を備蓄すること。また、火葬に必要な物品等の備蓄を行うこと。備蓄量については、事業者の提案とする。

(2) 大規模災害への対応

大規模災害が発生した場合において、市が必要であると判断したとき（以下「災害発生時」という。）には、事業者は業務実施時間を延長し、災害対応への支援を行うこと。本対応に関する費用は、市の負担とする。

災害発生時における火葬炉運転計画及び斎場運営計画は、24 時間稼動を想定しあらかじめ策定すること。

また、災害発生時には、一時的に周辺住民の緊急避難場所として施設を開放すること。

7 本要求水準書に記載のない事項

本要求水準書に記載のない事項は、関係法令等を遵守したうえで事業者の提案とする。

Ⅱ 施設整備業務要求水準

1 基本要件

(1) 基本施設

本事業における主要施設は、以下のとおりとする。

なお、一件当たりの斎場の遺族や会葬者は、平均 25 人程度【火葬参列者数（別表 1）参照】を想定している。

将来の想定火葬件数については、津市新斎場整備に係る事業手法調査報告書を参照すること。

下表に記載されていない必要な施設等については、事業者の提案とする。

表- 1 想定規模、概要等

項 目	概 要
構造	事業者の提案による。
建築面積	事業者の提案による。
延床面積	4,800m ² 以上で、事業者の提案による。
火葬炉基数	火葬炉 12 基（内大型炉 1 基）、動物炉 1 基
告別・収骨・炉前ホール	4 室（動物炉用は除く）
待合ロビー・待合室	設置する。 待合室の室数は、事業者の提案による。
自動販売機	設置する。詳細は、事業者の提案による。
売店	事業者の提案による。
葬儀式場	2 室
駐車場	斎場利用者等用：普通車 90 台、マイクロバス用 4 台 緑地公園等利用者用：普通車 40 台
付属研修施設	付属研修施設整備仕様書による。
緑地公園等	環境整備ゾーン整備仕様書による。

(2) 敷地条件

① 基本要件

表- 2 敷地の基本要件

項 目	概 要
敷地の位置	津市半田 3247 番地（現津市環境部環境事業課敷地）
敷地面積	約 50,000m ² （環境整備ゾーンを含む） うち、新斎場建設地 約 9,000m ²
用途地域	市街化調整区域（火葬場用地として都市計画決定予定）
防火地域	無指定
形態規制	建ぺい率 70% 以下 容積率 400% 以下
土地の所有者	市

② 交通アクセス

近鉄名古屋線南が丘駅より約 0.9km

③ 隣接道路

市道半田青谷線（幅員 6.6m）

④ 敷地の現況

敷地平面図等（別紙 1 参照）

⑤ 敷地の地質及び地盤

地質調査資料（別紙 2 参照）

敷地の一部（環境整備ゾーン）は、昭和 40 年代まで、廃棄物の埋立処分が行われていた場所である。また、敷地周辺は、磨き砂の採掘が行われていた地域である。

以上に留意し、事業者は、本件施設の建設のためにさらに地質調査が必要な場合は、事業者の判断により実施するものとする。

⑥ 周辺状況

周辺現況図（別紙 3 参照）

当該敷地は、主要道路からは少し奥まった場所にあり直接施設を見通すことはできない。

地形は高台となっており、建設地の西側、北側は樹林によって囲まれているが、北東側から東側は戸建て住宅や民間会社の社宅（3 階建て）などが面している。

敷地南側の位置には既存の津斎場が稼働している。新斎場供用開始後、同施設は、廃止・解体される予定（本業務範囲外）である。

(3) インフラ整備状況

周辺インフラ現況図（別紙 4 参照）

なお、下記事項を参考とし、事業者の判断・責任において各設備管理者に確認すること。

① 上水道（市水）

敷地の埋設管から接続すること。（確認先：津市水道局工務課）

② 下水道（污水）

市道の埋設管から接続すること。（確認先：津市下水道部下水道建設課）

③ 雨水排水

雨水については、雨水放流量計算を行い、敷地内で雨水貯留機能を持たせること。この際、流域変更は原則行わないため、河川計画に基づく流域を考慮し、流域面積には留意すること。

敷地南側は、既設水路に放流すること。

敷地北側は、市有地北側に農業用利水等に配慮した複合池を整備し、当該池を経由して放流すること。なお、池の仕様は、境界整備業務仕様書（別紙 5 参照）に示すとおりとする。

④ 都市ガス

市道の埋設管から接続すること。

⑤ 電気

近隣の既設の電力線から引き込むこと。

⑥ 電話

近隣の既設の電話線から引き込むこと。

2 敷地整備要件

(1) 基本要件

敷地内に下記の施設を整備する。

整備範囲については、施設整備範囲図（別紙 6）を参照すること。なお、必要な施設の詳細については、基本的には事業者の提案とする。

なお、下記以外の施設の配置計画、規模については周辺環境との調和、利用者の利便性、ニーズ、動線等を考慮したうえで事業者の提案とする。

動線計画に当たっては、霊柩車到着から収骨・退場までの流れを考慮し葬送行為がスムーズに進行できる計画とすること。

① 新斎場建設ゾーン

- ・火葬棟、待合棟、葬儀棟（3 棟を合わせて以下「斎場施設」という。）、付属研修施設及び駐車場を整備すること。
- ・火葬棟は、周辺住居に配慮し、住居から最遠部である新斎場建設ゾーンの北西側へ配置すること。
- ・付属研修施設は、仕様書に基づいた配置とすること。

② 環境整備ゾーン

- ・緑地公園、グラウンド等を整備すること。
- ・緑地公園は環境整備ゾーン南側に、グラウンドは北側に配置すること。

③ 緑地

敷地境界には、可能な限り緑地を設けること。

(2) 外構計画

- ・周辺の風景との調和を図ること。
- ・新斎場建設ゾーンの空地は原則として、樹木・芝等により良好な環境とすること。
- ・敷地東側の住宅地に配慮し、可能な限り新斎場施設を見通すことが出来ない設えとすること。周辺住宅地から見える部分については、見え方、見た目に十分配慮すること。特に、周辺住宅地から霊柩車及び霊柩車から柩をおろす作業が見えないよう配慮すること。
- ・斎場施設から付属研修施設への通路を設けること。
- ・敷地内に適切な排水設備を設けること。
- ・雨水排水には、浸透施設等を効率的に設けること。
- ・建築物との取り合い部やスロープ箇所等、地盤沈下対策を十分検討すること。
- ・敷地の南東に設置されている水道タンクへの通路を確保し、関係者が通行できるようにすること。

- ・夜間や閉場日に、敷地内に車両等が無断で進入できないように、敷地周囲に柵等を設けること。
- ・新斎場建設ゾーンと環境整備ゾーンの境界は、障壁又は樹木による垣根等を設け、境界を明確にすること。
- ・敷地南東側は、敷地境界に障壁（フェンス）等を設け、敷地内に立ち入れないように整備すること。なお、水道タンク通路の既設フェンスと接続すること。
- ・敷地出入り口については、門扉等を設けること。また、通夜等夜間の出入りが行われることにも配慮すること。
- ・工事期間中に紛失、損壊した敷地境界杭については、事業者の責任において、原形復旧すること。

(3) 駐車場計画

① 斎場施設利用者用等駐車場

- ・遺族や会葬者、動物炉利用者、葬儀業者、メンテナンス業者用として、普通車 90 台（うち 2 台は障がい者用）、マイクロバス 4 台の駐車スペースを整備すること。
- ・各駐車スペースは特にユニバーサルデザインを意識した計画とし、三重県がユニバーサルデザインとして取り組んでいる「思いやり駐車区画」を設けること。
- ・動物炉利用者、葬儀業者、メンテナンス業者の駐車場は、遺族や会葬者用とは別に設け、遺族や会葬者と動線を分離すること。
- ・霊柩車、遺族、会葬者と業者及び職員の車両の動線に配慮すること。
- ・駐車場には植栽帯等を効果的に配置すること。

② 環境整備ゾーン利用者用駐車場

- ・緑地公園及びグラウンド利用者用として、普通車 40 台の駐車スペースを整備すること。
- ・斎場施設利用者用駐車場としての利用も想定した配置とすること。

3 建築施設整備要件

(1) 基本要件

- ・維持管理における作業性、効率性も含め、建築物、付帯設備及び火葬炉について、総合的、経済的な検討を行って計画すること。
- ・「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づき、すべての利用者が安全で快適に利用できる施設づくりを行うこと。また、プライバシーの保護にも配慮した施設とすること。
- ・「津市環境基本計画」及び「公共施設等への新エネルギーの導入指針」に基づき、太陽光発電などの新エネルギー利用の設備を導入すること。また、周囲からの見え方や維持管理にも留意すること。電力の設備は、管理諸室の電力を賄える程度以上とする。

- ・「みえ公共建築物等木材利用方針」に基づき、木材の利用に努めること。
- ・耐震性を重視し、機能的、構造的に災害に強い施設とすること。
- ・動線計画は、遺族の心情に配慮し、一連の儀式がスムーズに執り行われるように工夫すること。
- ・到着から告別、待合、収骨に移動する遺族や会葬者同士及び作業員等との動線の交錯がなく、維持管理・運営上も効率的な動線となるように配慮すること。
- ・外構及び斎場施設内に案内表示を設け、利用者の誘導を図ること。
- ・適切な場所に AED（自動体外式除細動器）を設置すること。
- ・各施設は、維持管理に必要な空間も含め、諸室の空間的繋がりに配慮し、立体的な捉え方で計画すること。
- ・省エネルギー、省資源及びライフサイクルコストの削減を考慮した耐久性の高い施設とすること。
- ・施設稼働期間（約 50 年）を見据え、配管等も含めた修繕を行いやすい構造とすること。

(2) 建物の構造

① 耐震性能

斎場施設の構造については、I 5(2) に示す官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説に基づき、以下のとおりとする。

表- 3 耐震安全性の分類

対象部位	耐震安全性の分類
構造体	Ⅱ 類
建築非構造部材	A 類
建築設備	甲類

② 施設の耐用年数

- ・建築物としての耐久性能を 50 年程度とする。
- ・個々の部位、部材、設備、部品等については、十分な機能を確保できるよう、施設の各部について合理的な長期修繕計画を立て、それに基づく材料の選択及び施設の設計を行うこと。

③ 地球環境及び周辺環境保護への配慮

地球環境保護に配慮し、建物のライフサイクル全体での省エネルギー及び省資源化に努めること。また、施設が周辺環境に与える影響を軽減し、地域環境の保全に努めること。

④ ユニバーサルデザイン対応

「高齢者・障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」及び「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づき、ユニバーサルデザインに配慮した工夫をすること。

⑤ 標準仕様

設計及び施工においては、原則としてⅠ5(2)に示す設計基準、仕様書等によることとし、公共施設の標準的水準以上を確保すること。

(3) 建築意匠の仕上げ計画

- ・建築意匠の仕上げは、周辺環境との調和及び人生終焉の場として相応しいものとする。
- ・維持管理に留意し、清掃や管理の行いやすい施設となるように配慮すること。
- ・内外装については、有害物質等が発生するおそれのある材料の使用を避け、断熱性にも配慮しながら、建物の耐久性を高めるよう計画すること。
- ・仕上げの選定に当たってはⅠ5(2)に示す設計基準、仕様書等に記載される項目の範囲と同等以上にあることを原則とし、施設の特性に十分配慮したものとする。
- ・施設案内板や室名等のサインは、各室の使用目的や使用条件を考慮し、それぞれの空間構成にふさわしい文字の大きさ、書体、色彩を考えた分かりやすい計画とすること。
- ・車寄せやエントランスホール、告別・収骨・炉前ホール、トイレ等、多数の利用者が利用する場所の仕上げ面については、御影石等と同程度以上の材料を用いること。また、床は滑り止めの加工を施すこと。なお、実際の選定に当たっては事業者の提案とする。

(4) 施設概要

新斎場建設ゾーンに配置する斎場施設は、以下に示す基本施設とする。必要な施設の詳細及びその他必要な施設については事業者の提案とする。

① 火葬棟

ア 利用者使用施設

< 基本施設 >

- | | |
|------------|--------------|
| ・車寄せ | ・告別・収骨・炉前ホール |
| ・風除室 | ・動物炉利用者室 |
| ・エントランスホール | ・トイレ |

- ・多数の利用者が出入りする場所であるため、特にユニバーサルデザインを意識した計画とすること。また、明快な動線計画とすること。
- ・機能性のみでなく、遺族の心情に配慮し、落ち着いたゆとりのある空間とすること。
- ・エントランスホール・告別室等は、斎場来場者の印象を決定づける重要な場所であることから、やすらぎのある空間として品格を備えるよう、室内意匠等に特別な工夫を図ること。

a. 車寄せ

- ・降雨時に遺族や会葬者及び柩が濡れることのないよう、庇や囲い

等の形状を工夫し、広く明るいスペースを確保すること。

- ・周辺住居から直接霊柩車などが見えないように工夫すること。

b. エントランスホール

エントランスホールは、天井の高さを保ち、圧迫感を感じさせないゆとりのある空間設計とすること。

c. 告別・収骨・炉前ホール

- ・告別室、収骨室、炉前ホールの機能が一体となった部屋とし、火葬炉3基を1ユニットとして、計4室を設置すること。
- ・個別に落ち着いて告別、収骨が行えるよう、落ち着いたゆとりのある広さを確保すること。
- ・遺族や会葬者の心情に配慮し、静謐で安らぎのある質の高い空間を創造すること。
- ・十分な換気設備等を設けること。
- ・高齢者や障がい者に配慮した計画とすること。
- ・各室の配置、規模等については、想定される遺族及び会葬者数を踏まえたうえで事業者の提案とする。

d. 動物炉利用者室

- ・動物炉利用者室へのアプローチは、他の遺族や会葬者の動線と分離して別に設けること。
- ・動物炉利用者の受付のほか、お別れ行為ができる広さを確保すること。

イ 作業員等使用施設

< 基本施設 >

- | | |
|-----------|------------|
| ・火葬炉、制御室 | ・灰処理室、集じん室 |
| ・動物炉 | ・霊安室 |
| ・排ガス処理機械室 | ・更衣室、シャワー室 |
| ・倉庫 | |

- ・火葬炉機械室や制御室、その他の火葬作業諸室が連携し、火葬ピーク時にも、火葬業務がスムーズに行える計画とすること。
- ・換気や空調等、火葬の作業環境に十分配慮すること。
- ・各室の配置、規模等については、事業者の提案とする。

a. 火葬炉、制御室

- ・火葬炉の排煙口は、周辺住居から見えないようにすること。
- ・火葬炉は、12基とし、うち1基は大型炉とすること。

b. 動物炉

火葬炉とは別に、動物炉を1基整備すること。

c. 霊安室

2体安置できる遺体霊安庫を設置すること。なお、霊安室から火葬炉及び葬儀式場への移動経路に配慮すること。

② 待合棟

< 基本施設 >

- | | |
|--------------|-------------|
| ・ 待合ロビー、待合室 | ・ 給湯室 |
| ・ 授乳室、キッズルーム | ・ 自動販売機コーナー |
| ・ 喫煙室 | ・ コインロッカー |
| ・ 更衣コーナー | ・ トイレ |

多数の利用者が出入りする場所であるため、特にユニバーサルデザインを意識した計画とすること。

ア 待合ロビー、待合室

- ・ 待合棟から緑地等が見える落ち着いた環境とすること。
- ・ 遺族や会葬者が比較的長い時間を過ごす部屋については、遺族の悲しみを和らげる質の高い空間を構成すること。また、窓からの景観や遮音について十分に配慮すること。
- ・ 待合室の数は事業者の提案とする。想定火葬者数や火葬時間に基づき、必要な室数を設定すること。
- ・ 待合室は、1 室平均 25 名程度【火葬参列者数（別表 1）参照】の利用を想定し、テーブルや椅子を設置した洋室を中心に整備すること。また、各室から外周部の緑地が眺められ、安らぎのある雰囲気とすること。
- ・ 遺族や会葬者が自由に利用できる待合ロビーを整備すること。
- ・ 各室の配置は、廊下に部屋が一行に並ぶのではなく、分節化し、圧迫感を和らげゆとりある配置とすること。
- ・ 待合棟各室の配置、規模等については、想定される遺族や会葬者数を踏まえたうえで事業者の提案とすること。

イ 喫煙室

喫煙室は、煙や臭いが室外に漏れないよう、密閉すること。また、十分な換気機能を備えること。

ウ 更衣コーナー

利用者等が更衣を行えるよう、スペースを確保すること。

③ 葬儀棟

< 基本施設 >

- | | |
|-------------|----------------|
| ・ エントランスロビー | ・ 遺族控室、宗教関係者控室 |
| ・ 葬儀式場 | ・ トイレ |

ア 葬儀式場

- ・ 家族葬など、少人数の葬儀を想定した葬儀式場を 2 室設けること。
- ・ 各式場は、50 人程度の参列者が着座できる部屋とすること。
- ・ 式場間には、空間を挟むなど、各式場から漏れる音に配慮し、距離を保つこと。家族葬を想定しているため、2 つの式場を 1 式場として利用することは想定しない。

- ・それぞれの式場に、エントランスロビー、祭壇、遺族控室、宗教関係者の控室を設けること。
- ・通夜の際、夜間も遺族が滞在することを想定し、防犯等の配慮を行いつつ、夜間の外出が可能な計画とすること。
- ・式場は、貸室方式とする。

イ 遺族控室

シャワー室等の設備を設けること。内容は、事業者の提案とする。

④ 管理諸室等

< 基本施設 >

- | | |
|-----------|---------------------|
| ・ 事務室、会議室 | ・ トイレ（作業員用） |
| ・ 作業員用更衣室 | ・ トイレ（環境整備ゾーン利用者等用） |
| ・ 給湯室 | |
| ・ 救護室 | |

- ・ 管理諸室の配置、規模等については、業務運営上の必要性や動線を考慮したうえで、事業者の提案とする。

ア 事務室、会議室

- ・ 良好な執務条件の確保、作業効率の向上を目指し、遮音性が高い快適な執務空間の創出、ゆとりのある作業スペースに留意して計画すること。
- ・ 事務室は受付窓口と分離し、受付窓口から事務室内が見えないよう計画すること。

イ 救護室

- ・ 体調不良の利用者等が一時的に休める設備とすること。
- ・ ベッド等の器具を備えること。

ウ トイレ（環境整備ゾーン利用者、動物炉利用者用）

- ・ 環境整備ゾーン利用者や動物炉利用者等が利用できるトイレを整備すること。
- ・ 遺族や会葬者と輻輳しないよう、外部からアクセス可能な動線とすること。

4 建築付帯設備要件

(1) 基本要件

- ・ 省エネルギーと地球環境保全の対策を考慮すること。
- ・ 高齢者及び障がい者も含めた全ての利用者に対し安全性と利便性を確保すること。
- ・ 安全かつ効率的な作業環境及び執務環境を確保すること。
- ・ 非常時にも安全に使用できる設備とすること。
- ・ 設計及び施工においては、原則として I 5(2) に示す設計基準、仕様書等によることとし、公共施設の標準的水準以上を確保すること。

- ・本要求水準書に記載のないものについても、関連法令等に従って必要な設備は全て整備すること。

(2) 電気設備

各種電気設備の配管配線工事及び幹線工事を行うこと。

① 電灯設備

- ・照明器具、コンセント等を必要な箇所に整備すること。
- ・LED等の省エネルギー型器具を積極的に採用すること。
- ・自動昇降装置等を整備するなど、高所にある器具を容易に保守管理ができるようにすること。
- ・トイレ等利用者の出入りを伴う場所については、自動点灯・消灯が可能な方式とすること。
- ・外灯は、自動点灯・消灯及び時間点灯・消灯が可能な方式とすること。

② 動力設備

動力制御盤は、原則として各機械室内に設置すること。

③ 受変電設備

適切な変圧器構成とすること。

④ 非常用電源設備

- ・災害時等に対応するため停電時非常用電源を装備すること。
- ・発電設備の能力は、以下の設備を72時間（3日間）、連続運転できるものとする。台数は事業者の提案による。
 - ・建物保安用設備等の重要設備
 - ・火葬炉12基、動物炉1基
 - ・火葬業務遂行のために最低限必要な設備
- ・非常用照明、受変電設備の操作用電源を設けること。
- ・無停電電源装置等を設ける設備は、事業者の提案とする。

⑤ 電話設備

内線電話機能及び外部通信用としての電話設備を、施設内要所に設置すること。

⑥ 時計設備

施設内要所に電波時計等、誤差の生じにくい時計を設置すること。

⑦ 音響設備

葬儀式場に、マイク等の音響設備を設置すること。

⑧ 避難誘導設備

災害・非常時の避難誘導等のための放送設備を設置すること。

⑨ 誘導支援設備

- ・視覚障がい者誘導用ブロック、点字標示板等、利用者の誘導支援に必要な設備を整備すること。
- ・ユニバーサルデザインに配慮し、適切な誘導支援設備を整備すること。

⑩ **テレビ受信設備**

テレビを設置する部屋は、管理諸室（事務室）及び葬儀棟の遺族控室とする。なお、受信料等は事業者の負担とする。

⑪ **テレビ電波障害防除設備**

建物によるテレビ電波障害が発生しないよう留意すること。なお、周辺に施設建設に伴うテレビ電波障害が発生した場合は、事業者によりテレビ電波障害防除施設を設けること。

⑫ **監視用カメラ設備**

排気筒監視用にカメラ設備を設置すること。

⑬ **防犯設備**

- ・夜間や閉場日に、斎場屋内及び駐車場に無断で進入できないようにすること。
- ・その他、カメラ等の防犯設備を適切に設置すること。設置箇所については、事業者の提案による。

⑭ **自動火災報知設備**

消防機関への火災通報装置を設置すること。

⑮ **中央監視制御設備**

中央制御方式とし、火葬炉に関する事項は火葬炉制御室で、防犯設備、火災報知機等は事務室での監視及び制御が行えるよう、中央制御方式とすること。

⑯ **計量設備**

自動販売機及び売店等に使用する電力、ガス及び水道を別途計量できるように子メーターを設置すること。設置にかかる費用は、事業者の負担とする。

(3) **機械設備**

① **空気調和設備**

- ・冷暖房用熱源システムは事業者の提案による。各室の用途に応じ、室内環境を考慮した空調システムを採用すること。
- ・省エネルギー型器具を積極的に採用すること。
- ・電気・燃料の種別は事業者の提案とする。
- ・管理諸室等への空調設備の設置は、事業者の提案とする。

② **換気設備**

- ・告別・収骨・炉前ホール、その他事業者が必要と判断する箇所に脱臭設備を設置すること。方式については、事業者の提案による。
- ・告別・収骨・炉前ホールについては、臭気、熱気等がこもらないように、また騒音についても十分に配慮し対策等を施すこと。

③ **排煙設備**

「建築基準法」及び「消防法」に基づく排煙設備は、自然排煙を原則とする。

④ 衛生器具設備

- ・高齢者及び障がい者にも使いやすい器具を採用するとともに、必要な箇所にオストメイト対応トイレなどの多機能トイレを設置すること。
- ・便器は洋式を基本とするが、和式トイレを斎場内に 1 か所以上設置すること。
- ・洋式トイレは、温水洗浄式暖房便座とし、便座の衛生面にも配慮すること。
- ・多機能トイレには、異常を知らせる通報設備を設置すること。
- ・節水型の器具を採用すること。

⑤ 給水・給湯設備

給水・給湯設備を設置すること。方式、系統は事業者の提案とする。

⑥ 排水設備

汚水、雑排水は、公共下水道へ排出すること。

⑦ 消防設備

「消防法」等の規定に準拠した消防設備を設置すること。

5 火葬炉設備要件

(1) 基本要件

① 火葬炉設備概要

ア 火葬炉設置基数

- ・火葬炉 12 基（うち、大型炉 1 基）
- ・動物炉 1 基

イ 設計上の留意すべき事項

- ・ダイオキシン類、ばい煙、臭気、騒音等の公害発生防止に留意し、いかなる場合も無煙・無臭とすること。
- ・高い安全性と信頼性及び十分な耐久性を有すること。
- ・省力化及び省エネルギー化に配慮した設備とすること。
- ・快適な作業環境を確保し、安全で適切な衛生環境となるよう計画すること。
- ・遺族や会葬者の火傷防止等安全に十分配慮した計画とすること。
- ・火葬に係る作業全般において、極力自動化を図り、コストの低減を目指すこと。
- ・維持管理や将来的なオーバーホール等が容易な構造とすること。
- ・火葬開始後は、いかなる部位の故障があっても、当該火葬炉内で火葬を完了させること。
- ・1 排気系列内の火葬炉の一部が点検整備等により運転停止中であっても、同系列内の当該炉以外は、運転が可能なシステムとすること。
- ・設備機器は十分な耐震性能を有すること。

② 火葬炉設備主要項目

ア 火葬重量

a. 火葬重量

火葬炉（標準炉、大型炉）及び動物炉の火葬重量は次のとおりとする。

区分	遺体重量等	柩重量	副葬品
火葬炉	～120kg	25kg	5kg
動物炉	～120kg		

b. 最大柩寸法

区分	長さ	幅	高さ
火葬炉（標準炉）	2,000mm	600mm	500mm
火葬炉（大型炉）	2,300mm	700mm	650mm

イ 火葬炉主要機能

火葬炉の主要機能は、以下のものとする。

a. 火葬時間

(a) 火葬炉、動物炉

主燃バーナの着火から消火まで通常 60 分以内とする。（ただし、遺体重量 80kg 以上はその限りでない。）

(b) 冷却時間

炉内及び前室での強制冷却により、火葬終了後、15 分程度で収骨が可能な温度になるものとする。

b. 運転回数（火葬炉）

3 回/炉・日

c. 使用燃料

都市ガスとする。ただし、非常時においては、都市ガス以外の代替燃料（プロパン）で対応できるようにすること。

d. 主要設備方式

(a) 炉床方式

台車式

(b) 排ガス冷却方式

均一、急速に降温できる方式とする。

(c) 排気方式

2 炉 1 排気系列とし、1 系列のみ動物炉 1 炉を含む 3 炉 1 系列を基本とする。ただし、動物炉の排気方式については事業者の提案とする。異なる排気系列との接続は行わない。

e. 燃焼監視・制御

各火葬炉について、焼却と冷却、排ガスの冷却及び処理等の運転に係る各機器の制御、運転状況等の監視及び記録等については、コンピューター等で一括して管理するものとする。また、主要項目のデータ

については記録し、市が要求した場合は市へ提示すること。

f. 異常・非常時の運転

- ・炉内温度、炉内圧、排ガス温度等に異常が生じた場合には迅速かつ適切に対応し、火葬を継続できる運転システムとすること。
- ・停電時には、発電設備からの電力供給を受けるシステムとすること。

g. 安全対策

- ・日常運転における危険防止及び誤操作による事故防止のため、各種インターロック機能を設け、非常時には各装置が全て安全側へ作動する危険回避機能を備えること。
- ・自動化した部位については、全て手動操作が可能なように設計すること。
- ・職員の火傷防止のため、表面温度が高温となる部分には断熱工事を行うこと。
- ・職員の安全、事故防止に十分配慮すること。

③ 公害防止基準

公害防止基準は以下のとおりとする。

ア 排ガス基準

排ガス基準は、次表のとおりとし一工程の平均値とする。

物 質	排気筒出口濃度
ばいじん量	0.03g/Nm ³ 以下
硫黄酸化物	30ppm 以下
窒素酸化物	100ppm 以下
ダイオキシン類	0.1ng-TEQ/Nm ³ 以下
塩化水素	50ppm 以下

イ 臭気基準

特定悪臭物質については、「悪臭防止法」及び「悪臭防止法の規定に基づく規制地域の指定及び規制基準」に基づき、次の基準値以下とする。

また、臭気濃度については、敷地境界において 10 以下とする。

地点	特定悪臭物質	規制基準値
各排気筒出口	アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレン	法に基づき算定した流量又は濃度

地点	特定悪臭物質	規制基準値
敷地境界	アンモニア	1 ppm
	メチルメルカプタン	0.002 ppm
	硫化水素	0.02 ppm
	硫化メチル	0.01 ppm
	二硫化メチル	0.009 ppm
	トリメチルアミン	0.005 ppm
	アセトアルデヒド	0.05 ppm
	プロピオンアルデヒド	0.05 ppm
	ノルマルブチルアルデヒド	0.009 ppm
	イソブチルアルデヒド	0.02 ppm
	ノルマルバレルアルデヒド	0.009 ppm
	イソバレルアルデヒド	0.003 ppm
	イソブタノール	0.9 ppm
	酢酸エチル	3 ppm
	メチルイソブチルケトン	1 ppm
	トルエン	10 ppm
	スチレン	0.4 ppm
	キシレン	1 ppm
	プロピオン酸	0.03 ppm
	ノルマル酪酸	0.001 ppm
	ノルマル吉草酸	0.0009 ppm
	イソ吉草酸	0.001 ppm

ウ 騒音基準

全炉運転時に次の基準値以下とする。

地点	時間区分	基準値
敷地境界	昼間（8:00～19:00）	50dB
	朝夕（6:00～8:00、19:00～22:00）	45dB
	夜間（22:00～翌朝 6:00）	40dB
炉前ホール	—	60dB

エ 振動基準

全炉運転時に次の基準値以下とする。

地点	時間区分	基準値
敷地境界	昼間（8:00～19:00）	60dB
	夜間（19:00～翌朝 8:00）	55dB

オ その他

- ・示された基準値は、特に断りがない限り、酸素濃度 12%換算値とする。
- ・本項に特に指定しないものについては、関係法令、関係条例によるものとする。

④ 排ガス等検査

着工前、竣工時及び年 1 回、市の立会いのもと排ガス等の検査を実施し、検査結果を市に報告すること。なお、排ガス等の検査は、法的資格を有する機関に委託すること。

ア 基本条件

- ・排ガス等検査は、公害防止基準に掲げた項目について実施する。なお、事業者は検査方法等を明記した検査要領書を作成し、市の承諾を得ること。
- ・検査項目ごとの測定方法及び分析方法等は、関係法令及び規格等に準拠して行うこと。
- ・排ガス等検査の結果、公害防止基準のうち 1 項目でも基準値を満たさない場合は、その原因を速やかに市に報告して事業者の責任において改善を行い、改めて再検査を行うこと。なお、排ガス等検査は事業者の負担により実施すること。

イ 着工前調査

- ・着工前に、現況を把握するため、敷地境界付近において、大気汚染物質、特定悪臭物質、臭気、騒音、振動の測定を行うこと。
- ・測定地点は、市と協議して決定するものとする。

ウ 竣工時検査

- ・竣工時に、大気汚染物質、ダイオキシン類、特定悪臭物質、臭気、騒音、振動の測定を行うこと。
- ・調査地点は、大気汚染物質、ダイオキシン類、特定悪臭物質のうち排気筒出口での値が定められている物質については各排気筒出口、その他の項目については、着工前調査地点とすること。
- ・大気汚染物質、特定悪臭物質のうち排気筒出口での値が定められている物質、ダイオキシン類は、各排気系列運転時に実施し、全系列について行うこと。
- ・特定悪臭物質のうち敷地境界での値が定められている物質、臭気については、応募者の提案する運営計画上最大数の炉が同時運転されている時に実施すること。
- ・騒音、振動に関わる測定は、竣工時の全炉運転（空運転）時に行うこと。

エ 年 1 回検査

- ・毎年 1 回、大気汚染物質、特定悪臭物質のうち排気筒出口での値が定められている物質、ダイオキシン類の測定を行うこと。
- ・測定時期及び測定対象系列（毎年 1 系列）は、その都度、市が指定する。
- ・なお、測定時期は、火葬炉設備（火葬炉及びフィルター含む）の清掃等を行う前の時期とし、事業者の維持管理計画を勘案して市が指定するものとする。

オ その他

周辺住民等から苦情が発生した場合には、速やかに調査を実施し、対策を行うこと。

⑤ 動物炉

本炉は、動物の死骸を焼却するものである。その性能は火葬炉と同等とすること。また、排気系統は火葬炉の1系列と接続すること。

⑥ 材料及び機器

ア 基本事項

使用する材料及び機器は、すべてそれぞれの用途に適合した欠陥のない製品で、かつ、日本工業規格（JIS）、電気学会電気規格調査標準規格（JEC）、日本電気工業会標準規格（JEM）に規格が定められているものは、これらの規格品を使用すること。

なお、使用する材料及び機器は、過去の実績、公的機関の試験成績等を十分検討のうえ事業者の判断により選定すること。また、できる限り汎用品を使用すること。

⑦ 保証事項

ア 責任施工

本要求水準書等に明記されていないものであっても、要求水準達成のため、又は性能を発揮するために必要な設備等は事業者の負担で整備すること。

イ 保証内容

a. 機器の保証

- ・事業期間中は、すべての機器の性能・能力を保証するものとする。
- ・事業期間中に生じた設計・施工及び材料並びに構造上の欠陥によるすべての破損及び故障等は、事業者の負担により速やかに補修・改修又は交換すること。

b. 性能の保証

本要求水準書に記載された火葬・冷却時間、運転回数能力及び公害防止基準を遵守すること。この場合、市が提示した火葬重量と異なっても、火葬時間を除き、この性能は保証されるものとする。

(2) 機械設備

燃焼設備の数量は以下を基本とする。

各種機械設備工事の実施に当たっては、下表に記載のない設備についても、火葬炉運転に必要な設備については、事業者の責任において、整備すること。

設備	数量	備考
主燃焼炉	13 炉	火葬炉：12 基（大型炉 1 基を含む） 動物炉：1 基 炉内台車は、予備 2 台 （火葬炉用 1 台、動物炉用 1 台）
炉断熱扉	13 面	
炉内台車	15 台	
炉内台車移動装置	13 台	
再燃焼炉	13 炉	
炉内圧制御装置	13 基	
主燃焼炉用バーナ	13 基	
再燃焼炉用バーナ	13 基	
燃焼用空気送風機	13 基	
排風機	6 基	2 炉 1 排気系列：5 基 動物炉を含む 3 炉 1 排気系列：1 基
煙道	6 基	
排気筒	6 基	
排ガス冷却設備	6 基	
集じん装置	6 基	
集じん灰排出装置	6 基	
触媒装置	6 基	
炉前化粧扉	12 組	火葬炉 12 基
前室	12 基	
残骨灰・集じん灰吸引設備	-	数量は事業者の提案による
柩運搬車	-	数量は事業者の提案による
炉内台車運搬車	-	数量は事業者の提案による ※柩運搬車との兼用可。
遺体霊安庫	2 体分	

① 共通事項

ア 一般事項

- ・設備の保全及び日常点検に必要な歩廊、柵、手摺、架台等を適切な場所に設けること。なお、作業能率、安全性を十分考慮した構造とすること。
- ・機器の配置については、点検、整備、修理などの作業を安全かつ効率的に行えるよう、周囲に十分な空間と通路を確保すること。
- ・高所に点検等の対象となる部分のある設備では、安全な作業姿勢で行える作業台を設けること。
- ・騒音、振動を発生する機器類は、防音、防振対策を講じること。
- ・回転部分、運転部分、突起部分には、保護カバーを設けること。

イ 歩廊・作業床・階段工事

- ・通路は、段差を設けないものとし、障害物が避けられない場合は踏み台等を設けること。
- ・必要に応じて、手摺、ガードを設ける等、転落防止策を講じること。
- ・歩廊は、原則として行き止まりを設けてはならない（2 方向避難の確保）。

ウ 配管工事

- ・ 使用材料及び口径は、使用目的に最適な仕様のものを選定すること。
- ・ 建築物の貫通部及び配管支持材は、美観を損なわぬよう留意すること。
- ・ 要所に防振継手を使用し、振動対策を講じること。
- ・ バルブ類は、定常時の設定（「常時開」等）を明示すること。

エ 保温・断熱工事

- ・ 火葬炉設備の性能保持、作業安全及び作業環境を守るため、保温、断熱工事を行うこと。
- ・ 外装材等は使用環境に適した材料を選定すること。
- ・ 高温となる機器類は、断熱被覆及び危険表示等の必要な措置を講じること。
- ・ ケーシング表面温度は、最高でも 50℃以下となるよう施工すること。

オ 塗装工事

- ・ 機材、装置は原則として現場搬入前に錆止め塗装をしておくこと。
- ・ 塗装部は、汚れや付着物の除去、化学処理等の素地調整を十分行うこと。
- ・ 塗装材は、塗装箇所に応じ耐熱性、耐蝕性、耐候性等を考慮すること。
- ・ 塗装仕上げは、原則として錆止め塗装補修後、中塗り 1 回、上塗り 2 回とする。
- ・ 機器類は、原則として機器名を表示するものとする。
- ・ 配管は、各流体別に色分けをし、流体名と流動方向を表示する。

カ その他

- ・ 火葬業務に支障が生じないように、自動操作の機器は手動操作への切り替えができるものとする。
- ・ 本設備は、地震の際にも安全及び施設機能の確保が図れるよう施工すること。
- ・ 火葬中の停電時においても、安全かつ迅速に復旧して業務を継続できるものとする。
- ・ 将来の火葬炉の更新等を考慮した機器配置とすること。
- ・ 設備の運転管理に必要な点検口、サンプリング口及び掃除口を適切な場所に設けること。

② 燃焼設備

ア 主燃焼炉

- ・ 形式は、台車式とすること。
- ・ ケーシングは鋼板製とし、隙間から外気の侵入がない構造とすること。
- ・ 炉の構造材は、使用場所に応じた特性及び十分な耐久性を有するものとする。

- ・ 柩の収容、焼骨の取出しが容易である等、維持管理面を考慮した構造とすること。
- ・ デレッキ操作をしないで、所定の時間内に火葬を行える設備とすること。
- ・ 不完全燃焼がなく、焼骨がある程度まとまった形で遺族の目に触れることを考慮し、炉内温度を設定・調整すること。
- ・ 省力化を考慮し、自動化を図ると共に操作が容易な設備とすること。
- ・ 炉内清掃及び点検が容易な設備とすること。

イ 炉断熱扉

- ・ 堅牢で開閉操作が容易であり、かつ断熱性、気密性が保持できる構造とすること。
- ・ 開閉装置の故障又は点検の際には、手動で開閉できるものとする。

ウ 炉内台車

- ・ 柩の収容、焼骨の取出しが容易なものとする。
- ・ 十分な耐久性を有し、汚汁の浸透による臭気発散がない構造とすること。

エ 炉内台車移動装置

- ・ 安全性・操作性に優れた構造とすること。
- ・ 故障時においても、手動で運転・操作できる構造とすること。
- ・ 主燃焼炉内への空気の侵入を防止できる構造とすること。
- ・ 動物炉用は、主燃焼炉前で炉内台車を支持・固定して清掃等ができる構造とすること。

オ 再燃焼炉

- ・ 燃焼効率及び排ガスの攪拌・混合性に優れた構造とすること。
- ・ 炉内温度は、800℃以上とし、ばい煙、ダイオキシン類、臭気の分解が十分行われる構造とすること。
- ・ 燃焼効率がよく、火葬開始時から、ばい煙、ダイオキシン類、臭気の分解に必要な性能を有する構造とすること。
- ・ 最大排ガス発生時の滞留時間を1秒以上とすること。

カ 燃焼装置

a. 主燃焼炉用バーナ

- ・ 火葬に適した性能を有し、安全で確実な着火と安定した燃焼ができるものとする。
- ・ 燃焼効率がよく、低騒音で、安全性が高いものとする。

b. 再燃焼炉用バーナ

- ・ ガスとの混合接触が十分に行える火炎形状とすること。
- ・ 安全で確実な着火と安定した燃焼ができるものとする。
- ・ 低騒音で、安全性が高いものとする。
- ・ 燃焼量の調整が可能なものとする。

c. 燃焼用空気送風機

- ・安定した制御ができるものとする。
- ・低騒音、低振動のものとする。

③ 通風設備

ア 排風機

- ・風量、風圧に余裕があるものとする。
- ・排ガスに対する耐熱性、耐蝕性を有するものとする。
- ・低騒音、低振動のものとする。

イ 炉内圧制御装置

- ・圧力変動に対する応答が速く、安定した制御ができるものとする。
- ・炉内圧力の制御は、各炉ごとに単独で行えるものとする。
- ・高温部で使用する部材については、十分な耐久性を有する材料のものを選定すること。
- ・点検、補修、交換が容易にできるよう考慮すること。

ウ 煙道

- ・冷却装置、集じん装置、排気筒を除く排ガスの通路とする。
- ・ダスト堆積がない構造とすること。
- ・内部の点検・補修がしやすい構造とし、適所に点検口等を設けること。
- ・熱による伸縮を考慮した構造とすること。
- ・排ガスの冷却に熱交換器を使用した場合は、腐食に十分配慮するものとする。

エ 排気筒

- ・騒音発生の防止、排出ガスの大気拡散、雨水等の侵入防止を考慮した適切な構造とする。排気筒上部にかさ等を設置しないこと。
- ・耐振性、耐蝕性、耐熱性を有するものとする。
- ・排ガスの偏流がなくサンプリングが安全に行える位置にサンプリング口を設けること。

④ 排ガス冷却設備

- ・再燃焼炉から排出される高温ガスを、指定する温度まで短時間で均一に降温できる構造とすること。
- ・耐熱性、耐蝕性にすぐれた材質とすること。
- ・排ガス冷却に熱交換器を使用する場合は、ダイオキシン類が再合成しないよう十分留意すること。
- ・温度制御方式は、自動的に制御できるものとする。
- ・冷却設備出口における排ガス温度は、200℃以下とすること。

⑤ 排ガス処理設備

ア 集じん装置

- ・排ガス基準を遵守するため、バグフィルター等の集じん装置を設置

すること。

- ・排ガスが偏流しない構造とすること。
- ・排ガスの結露による腐食やダストの固着が生じない材質・構造とすること。
- ・高温の排ガスを処理することから、耐熱性に優れたものとする。
- ・捕集したダストは、自動で集じん装置外に排出され、その後、灰吸引装置で集じん灰貯留部（専用容器）へ移送するものとする。
- ・室内に集じん灰が飛散しない構造とすること。

イ 集じん灰排出装置

- ・集じん装置で捕集した集じん灰を、室内に飛散させることなく集じん灰貯留部（専用容器）へ自動で移送できる構造とすること。
- ・保守点検が容易な構造とし、適所に点検口を設けること。

ウ 触媒装置

排ガス基準を遵守するため、触媒装置を設置すること。

⑥ 付帯設備

ア 炉前化粧扉

- ・遮音、断熱を考慮した構造とすること。
- ・開閉操作は炉前操作盤で行うが、手動開閉も可能とすること。
- ・室内意匠に合わせやすらぎのある空間となるよう、化粧扉の意匠を工夫すること。

イ 前室

- ・遮音、断熱を考慮した構造とすること。
- ・遺族や会葬者の目に触れる部分は、尊厳性を損なわない材質及び仕上げとすること。
- ・炉内台車等の清掃が容易にできる構造とすること。
- ・炉前化粧扉の開放時でも前室内を負圧に保てるものとする。

ウ 柩運搬車

- ・柩運搬車は、柩を霊柩車から告別・収骨・炉前ホールまで運搬し、さらに前室内の炉内台車上に柩を安置するための専用台車とすること。
- ・電動走行式とするが、手動切り替えで容易に走行できる構造とすること。
- ・美観に優れた材質で製作すること。
- ・バッテリーは、フルチャージにて 1 日の通常作業が可能な容量とすること。

エ 残骨灰・集じん灰吸引設備

- ・台車、集じん装置等の清掃のため残骨灰用、集じん灰用を設けること。
- ・低騒音で、保守点検が容易な構造とすること。
- ・自動で灰の搬出（灰排出装置から吸引装置へ）が行えるように整備

すること。

- ・ 炉内台車清掃用の別室を設置する場合は、この別室にも吸引口を設けること。

オ 炉内台車運搬車（収骨及び炉内台車搬送用）

- ・ 炉内台車を運搬するための専用台車である。
- ・ 電動走行式とするが、手動切り替えで容易に走行できる構造とすること。
- ・ 炉内台車の出入を自動で行える装置を備えること。
- ・ バッテリーは、フルチャージにて 1 日の通常作業が可能な容量とすること。
- ・ 遺族や会葬者が火傷する恐れがない構造とすること。
- ・ 柩運搬車、炉内台車運搬車が兼用できる場合は兼用してもよい。

カ 燃料供給設備

各火葬炉、動物炉の焼却毎の燃料消費量が計測・記録・出力できる手段を備えること。

キ 遺体霊安庫（業務用冷蔵庫）

- ・ 2 体分の柩の収容、取り出しが容易なものとすること。
- ・ 庫内寸法、冷却能力に余裕を持たせること。
- ・ 省エネルギー型器具を積極的に採用すること。
- ・ 別途、動物等を保管するための冷蔵庫も設置すること。数量、規模及び配置は事業者の提案とする。

(3) 電気・計装設備

① 一般事項

- ・ 火葬炉設備の運転及び管理面で作業能率の向上及び安全が図れるよう、火葬炉設備に必要なすべての電気設備工事及び計装設備工事を行うこと
- ・ 火葬炉設備の安定した運転、制御に必要な装置及び計器等を設けること。
- ・ 計装項目は、「計装制御一覧表」の内容を標準とするが、詳細は事業者の提案とする。
- ・ 機器の運転管理は、現場操作盤及び中央監視室の両方で行えるものとし、プロセス監視に必要な機器、表示器、警報装置等を備えること。
- ・ 現場操作盤での操作が中央監視室より優先されるシステムとすること。
- ・ 火葬炉設備で使用する電源は、動力用は三相 200V（60Hz）、制御用は単相 100V（60Hz）とすること。
- ・ 火葬炉設備の将来の更新などを考慮し、動力部は原則として 2 炉 1 排気系列を 1 単位として計画するものとすること。
- ・ 円滑な管理・運営を目的とした運営支援システムと連携可能な機能を有するものとすること。

計装制御一覧表

監視項目	制御		中央監視制御				現場操作盤		
	自動 (主な制御対象装置)	手動	指示 表示	操作	記録	警報	指示 表示	操作	警報
主燃焼バーナ火炎	○ 燃焼バーナ		○		※失火時、手動切替時	○	○		○
再燃焼バーナ火炎	○ 燃焼バーナ		○		※失火時、手動切替時	○	○		○
主燃焼炉内温度	○ 燃焼バーナ	○	○	○	○	○	○	○	○
再燃焼炉内温度	○ 燃焼バーナ	○	○	○	○	○	○	○	○
再燃焼炉酸素濃度	○ 送風機	○	○	○	○	○	○	○	○
集じん装置 入口温度	○ バイパスダンパー	○	○	○	○ ※バイパス時	○	○	○	○
主燃焼炉内圧	○ 排ガス排出量	○	○		○	○	○	○	○
集じん装置 出入口圧	○ 集じん装置洗浄	○	○		○	○	○	○	○
運転状態表示			○				○		
燃料消費量			○		○		○		○
火葬炉稼動積算時間	各火葬炉の主燃焼炉、再燃焼炉ごと		○		○ ※バーナ点火時		○		
集じん装置稼動積算時間	各集じん装置ごと				○				
燃料緊急遮断 (地震感知含む)	○ 燃料遮断装置 (各火葬炉ごと)	○	○	○	※遮断弁作動時	○	○	○	○
火葬炉緊急停止	各火葬炉設備ごと	○	○	○	※操作時	○	○	○	○
残灰吸引圧	残灰吸引装置 (各系統ごと)		○			○	○	○	○

② 機器仕様

ア 一般事項

- ・計装用配線は、エコケーブル、エコ電線等を使用し、目的及び使用環境に適したものとすること。
- ・電線管は原則として金属管とすること。
- ・電線の敷設には、必要に応じてケーブルラックを使用すること。
- ・使用機器は、極力汎用品の中から選択し、それぞれの機器が互換性のある製品に統一すること。
- ・盤類は、搬入及び将来の更新等を考慮した形状、寸法とすること。
- ・各電動機には原則として現場操作盤を設けること。
- ・必要な箇所にバッテリー等を整備し、停電時にも異常が生じないようにすること。

イ 動力制御盤

- ・鋼板製自立閉鎖型及び壁掛型を基本とすること。
- ・事業者の判断により、適所に分割して設置してもよい。

ウ 火葬炉現場操作盤

- ・表示・操作機能、自己診断機能、メッセージ機能を備えること。
- ・各機器の操作が手動で可能であること。

エ 中央監視制御盤

- ・火葬炉設備の運転情報を系統別に監視室で集中監視できるものとし、

必要な運転情報等の表示及び記録を行うこと。

- ・プロセスデータ及びトレンドの収集・表示・記録機能、故障表示・記録機能、各計測データ、火葬開始・終了時間等を収集し、外部の記憶装置に保存できるものとする。なお、各計測データは、連続して記録するものとする。
- ・各炉の全ての機器の手動操作を中央監視制御装置より行えるものとする。
- ・停電等によるシステムへの障害を防止するため、無停電電源装置を設けるなどシステムの保護に留意すること。
- ・故障・停電時など、中央監視制御装置が機能しない場合でも、火葬が可能なシステムとする。
- ・本制御盤の機能は、運営・支援システムと連携し、火葬開始・終了時間や火葬の進行状態、遺族名表示等のデータの共有化ができるものとする。
- ・各種センサーの信号は、コンピューター等で収集できるものとするが、センサーの設置位置については、事業者の提案による。

オ 炉前操作盤（化粧扉開閉用）

炉前化粧扉の開閉操作を行う炉前操作盤を整備すること。

カ その他の制御盤、操作盤

アからオの制御盤及び操作盤以外に必要な盤類については、事業者の責任において整備すること。

キ モニター設備

- ・排気筒監視用カメラ、場内防犯カメラ及びモニターを整備し、記録できるようにすること。
- ・モニターは、カラー表示ができるものとし、事務室及び中央制御室に設置すること。

(4) その他の用具等

① 保守点検工具等

事業者は、必要な工具を納入し、納入工具リストを提出するものとする。

② 収骨用具

収骨用具として、骨壺及び収骨箸を置く収骨台、その他必要なもの一式を整備すること。

③ その他必要なもの

その他、火葬を行うに当たって必要な用具等については、事業者の責任において整備すること。

6 運営・支援システム整備要件

(1) 概要

予約受付と連携する運営・支援システムを構築し、運営する。

① 予約受付

- ・予約受付の対象は、火葬炉、待合室、葬儀式場、霊安室及び霊柩車運行事業（本業務範囲外）とし、予約受付システムを構築すること。
- ・予約受付は、インターネットを利用し、SPC が管理する斎場ホームページにて、24 時間受け付けること。なお、火葬場の使用時間内は、電話等による受付も行うこと。
- ・予約受付システムは、ウェブサイト方式とし、葬祭業者等がパソコン端末等から予約可能なものとする。

② 運営・支援システムの構築

予約受付システムと連携した受付情報、炉の稼働状況、告別・収骨・炉前ホール、待合室などの施設の空き情報等を統合的に活用するシステムを構築すること。

(2) 機器構成及び仕様

① 機器構成

本システムの機器構成は、下表を基本とし、設置箇所・数量は事業者の提案とする。

装置名	設置箇所	数量	備考
中央制御装置	制御室	1 台	
操作卓	事務室	1 卓	モニター機能を有する
進行状況表示モニター	制御室・事務室	2 台	
手動調整盤	事務室	1 台	
告別・収骨・炉前ホール表示器	各室前	4 台	吊下げ、壁埋込等
待合室表示器	各室前	待合室 と同数	吊下げ、壁埋込等
葬儀式場表示器	各室前	2 台	

② 機器仕様

遺族・会葬者等が視認する表示装置の表示文字は JIS 第一水準、JIS 第二水準、人名漢字とする。

(3) 機能

運営・支援システムには、下記機能を備えるものとする。

① 操作機能

- ・受付情報の追加、修正
- ・各施設の運用状況の登録、修正
- ・施設の休止設定
- ・使用設備の手動変更
- ・その他必要な機能

② 自動制御機能

ア 炉制御システムとの接続連携

各炉の制御情報（納柩可、着火、冷却中、冷却完了等）、告別・収骨・炉前ホール利用状況等の情報を受信し、表示の更新に使用する。

イ 施設の自動割付

使用する設備（火葬炉、告別・収骨・炉前ホール、待合室等）を自動的に判断し、割付する。

ウ 進行状況の管理

炉制御情報等により進行状況を次のとおり把握する。

火葬炉	納柩可、着火、冷却中、冷却完了等
告別・収骨・炉前ホール	告別中、収骨中、使用終了
待合室	使用中、清掃中、使用終了
葬儀式場	使用中、清掃中、使用終了

エ 自動表示案内

a. 表示更新

受付時、施設の割付時、炉の制御情報変化時、操作卓で手動入力時

b. 表示内容

- ・告別・収骨・炉前ホール表示器、炉前表示器、待合室表示器、葬儀式場表示器は、故人名表記とすること。
- ・その他、進行状況表示モニター等の表示内容は、事業者の提案とする。

7 設計業務

(1) 業務の対象

事業者は、本要求水準書、事業者提案等に基づき、施設を整備するために必要な基本設計と実施設計を行う。建築確認申請等の必要な手続き等は、事業者が実施する。市が提供した地質調査等の資料以外に、事業者が必要と判断する調査がある場合は、自ら調査を行うこと。

また、市が実施する津市都市デザイン委員会への出席及び対応を行うこと。

(2) 業務期間

設計業務の期間は、事業全体のスケジュールに整合させ、事業者が計画すること。具体的な業務期間については、事業者提案に基づき事業契約書において定める。

(3) 設計計画及び報告

- ・設計業務着手前に詳細工程表を含む設計計画書を作成し、市に提出して承認を得ること。
- ・設計計画書に基づき定期的に市に対して設計業務の進捗状況の説明及び報告を行うこと。

- ・基本設計及び実施設計の終了時に、下記に示す設計図書等を市に提出して承認を得ること。提出する設計図書等は、最終的に事業契約書で定める。
- ・津市都市デザイン委員会等に必要な資料の作成、委員会等への出席等、必要な対応を行うこと。また、委員会等の意見は可能な限り取り入れること。

① 基本設計

- ・設計図
- ・パース図
- ・基本設計説明書
- ・意匠計画概要書
- ・構造計画概要書
- ・設備計画概要書
- ・工事費概算書
- ・諸官庁協議書、打合議事録
- ・地質調査報告書（事業者が独自に調査を行った場合のみ）

② 実施設計

- ・設計図
- ・実施設計説明書
- ・数量調書
- ・工事費内訳明細書
- ・構造計算書
- ・設備設計計算書
- ・什器備品リスト、カタログ
- ・建物求積図
- ・許可等申請、各種届出等
- ・諸官庁協議書、打合議事録

8 建設業務

(1) 業務の対象

各種関連法令等を遵守し、本要求水準書、事業契約書、設計図書、事業者提案等に基づき、施設の建設を行う。

(2) 業務期間

設計業務終了後から平成 26 年 12 月までとする。具体的な業務期間については、事業者提案に基づき事業契約書において定める。

(3) 建設計画及び報告

- ・工事の着手の前に、総合施工計画書、工事全体工程表等を作成し、市に提出して承認を得ること。

- ・施工状況を市に毎月報告するほか、市が要請した場合は施工の事前説明及び事後報告を行う。
- ・施工記録を作成すること。

(4) 全体要件

- ・着工に先立ち、周辺住民との調整を十分に行い、了解を得るよう努めること。
- ・施設の建設が周辺の生活環境に与える大気質、騒音、振動、悪臭、地盤沈下、電波障害及び車両の交通障害等の諸影響についてあらかじめ検討、調査し、合理的に要求される範囲の対策を施すこと。また、市に対して事前及び事後にその内容及び結果を報告すること。
- ・工事中においても、工事を円滑に推進できるように、周辺住民に必要な工事状況の説明及び調整を十分に行うこと。
- ・周辺その他から工事に関する苦情が発生しないよう注意するとともに、万一発生した苦情その他については、事業者の責任において、工程に支障をきたさないよう適切に対応し処理すること。
- ・工事車両の通行については、あらかじめ周辺道路の状況を把握し、事前に道路管理者等と協議し、運行速度、交通誘導員の配置、案内看板の設置、車両のタイヤの洗浄、道路の清掃等、十分な配慮を行うこと。
- ・造成工事においては、濁水が敷地外に流出しないようにするなどの対策を講じること。
- ・隣接する物件や、道路、公共施設等に損傷を与えないよう留意し、工事中に汚損、破損をした場合の補修及び補償は、事業者の負担において行うこと。
- ・工事現場内の事故災害の発生に十分留意するとともに、周辺地域へ災害が及ばないように万全の対策を施すこと。
- ・工事期間中は既存の斎場等、周辺の他事業の運営に支障をきたさないよう十分配慮し、影響が予測される場合には直ちに本市と協議すること。
- ・事業者は、工事現場に工事記録を常に整備すること。
- ・市は、事業者が行う工程会議に立ち会うことができるとともに、いつでも工事現場の施工状況の確認を行うことができるものとし、事業者はこれに協力するものとする。
- ・工事により発生した廃材等のうち、その再生が可能なものについては、積極的に再利用を図ること。
- ・工事期間中においても、周辺環境に配慮し敷地内の草刈等適正な管理を行うこと。

9 備品等整備業務

- ・施設の維持管理、運営に必要な備品等に関しては、事業者の責任において整備すること。必要な品目は事業者の判断による。

- ・諸室には、利用者の快適性を向上させるような備品を整備すること。
- ・すべての備品には、市の備品登録シールを貼り付けること。

10 工事監理業務

- ・工事期間中は、事業者において、「建築基準法」に規定する工事監理者を配置し、工事監理を行うこと。
- ・工事監理者は、事業者を通じて工事監理の状況を毎月市に報告し、市が要請した場合は、随時報告を行うこと。
- ・工事監理は、建築については常駐監理、設備については重点監理とすること。
- ・本市への完成確認報告は、工事監理者が行うこと。

11 既存施設解体・撤去業務

既存施設の解体・撤去を行うこと。解体の対象となる既存施設については、解体施設図（別紙 7）を参照すること。

なお、建設物のほか、建築設備（空調等）についても、併せて撤去すること。

12 進入路整備業務

- ・進入路の暫定整備として、安全確保のためのガードレールの設置、舗装面の整備等を行うこと。なお、進入路は、現津斎場解体後に拡幅整備（本業務範囲外）を予定している。
- ・門扉付近は、進入路の拡幅整備（2車線化）に対応できるよう整備すること。
- ・インフラ整備の際、進入路の地下に管渠等を埋設する場合には、進入路拡幅整備計画に留意し、市との協議を行うこと。

13 境界整備業務

境界整備業務仕様書（別紙 5 参照）に基づき、敷地東側及び北側の敷地境界付近の整備を行うこと。

14 環境整備ゾーン整備業務

環境整備ゾーン整備業務仕様書（別紙 8 参照）に基づき、敷地北側に緑地公園等の整備を行うこと。

15 付属研修施設整備業務

建築施設整備要件、建築付帯設備整備要件に係わらず、付属研修施設整備業務仕様書（別紙 9 参照）に基づき、敷地東部の二重池団地との境界付近に、別棟として付属研修施設を整備すること。

16 各種申請業務

- ・建設工事に必要となる各種許認可、届出等の手続きを、事業スケジュールに支障がないように実施すること。なお、市は事業者からの要請があった場合、必

要に応じて資料の提供その他の協力を行う。

- ・市の要請に応じて、各種許認可等の写しを市に提出すること。

17 その他

(1) 施設の所有権移転

事業者の負担により建物について必要な登記を行った上で、市に所有権の移転を行うこと。所有権移転時期は、平成 26 年 12 月を予定している。

(2) 稼働準備業務

- ・施設が供用開始後支障なく稼働するように、供用開始までの維持管理、職員の研修等を含めた稼働準備業務を行うこと。
- ・業務の実施に必要な資材、消耗品、光熱水費及び燃料等の調達については、事業者の負担とする。

Ⅲ 施設維持管理業務要求水準

1 基本要件

(1) 業務の概要

本要求水準書、事業契約書及び事業者提案に基づき、公共サービスの提供その他の各種業務が安全かつ快適に行われるよう、施設の維持管理を行い適切な状態を保持する。なお、付属研修施設については、維持管理業務の対象外とする。

(2) 業務期間

施設供用開始から事業期間終了までの間とする。

(3) 維持管理計画及び報告

下記に示す各種計画書・報告書を作成し、市に提出すること。

		作成	提出
全体	長期管理修繕計画書	毎年	毎年
	業務別作業計画書	毎年	毎年
	業務報告書（月報）	毎月	毎月
	業務日報	毎日	—
	事業期間終了後の長期維持管理計画書	事業期間終了前	事業期間終了前
建築設備	年間計画書	毎年	毎年
	業務報告書（月報）	毎月	毎月
火葬炉設備	年間管理計画書	毎年	毎年
	業務報告書（月報）	毎月	毎月
	運転日誌	毎日	—
	日常点検記録	毎日	—
	定期点検・整備記録	実施時	毎年
	事故等報告書	事故等発生時	即時
植栽・緑地管理・清掃・警備等	年間計画書	毎年	毎年
	業務報告書（月報）	毎月	毎月

(4) 全体要件

- ・各種業務及びサービスの提供に支障のないよう配慮した作業計画を策定、実施すること。
- ・市が要求する維持管理業務のサービス水準を示す参考資料として、Ⅰ5(2)に示す最新版の建築保全業務共通仕様書（以下「建築保全業務共通仕様書」という。）の各章の中で、自らが提案する維持管理業務に対応する部分を参照すること。ただし、建築保全業務共通仕様書に示された仕様によるものと同水準のサービスを第一の達成目標として作業仕様を策定することとし、方法や回数等の個々の仕様については、事業者の提案とする。

- ・維持管理業務に関する協議・会議を、市と定期的（最低月 1 回）及び必要に応じて行うこと。
- ・業務に必要な用具、資材及び消耗品類は、全て事業者の負担とし、可能な限り市内業者から購入すること。
- ・業務の実施に当たっては、地元の人材等の活用に配慮すること。
- ・作業員は、職務に相応しい服装を着用すること。
- ・事業期間終了時においても、施設を本要求水準書に示された良好な状態に保持していること（ただし、経年劣化を除く）。事業期間終了後 2 年以内の大規模修繕（「建築物修繕措置判定手法」（建設大臣官房庁営繕部監修）の大規模修繕に関する記述に準ずるものとする。）又は更新を要しない水準で保全されていること。
- ・業務の実施に必要な電気、水道及びガスは、計画的に節約すること。

2 建築物保守管理業務

外構を含む施設の建物各部について、適切な作業計画のもとに、点検、保守、補修・修繕、交換を実施し、施設の性能及び機能を維持すること。

3 建築設備保守管理業務

- ・電気設備、機械設備、監視制御設備及び防災設備等について、適切な作業計画のもとに運転・監視、点検、保守、補修・修繕、交換、分解整備、調整等を実施し、設備の性能及び機能を維持すること。
- ・設備の運転・監視については、利用状況、利用時間、気候の変化、利用者の快適さ等を考慮に入れて柔軟性のある運転管理計画を策定し、それに従って各種設備を適正な操作によって効率よく運転・監視すること。
- ・関係法令を遵守して適切な点検を実施するのに加え、上記の目的及び要求水準を満たすための設備点検計画を策定し、それに従って定期的に点検・対応を行うこと。

4 火葬炉保守管理業務

- ・火葬炉設備保守管理業務年間計画を策定し、当該計画書に基づき、設備の運転監視、日常点検・巡視、定期点検・測定・整備を実施すること。
- ・基本要件に定めた各記録の内容は、以下のとおりとし、これらの管理記録は、事業期間中保管すること。

記録	内容
運転日誌	火葬炉運転日誌、動物炉運転日誌、性別・年齢別火葬件数、燃焼監視記録、火葬炉設備に係る備品・消耗品の使用状況等
点検記録 (日常、定期)	燃料供給設備、動力設備、燃焼設備、駆動設備、炉体、排ガス処理設備、電気計装設備、運転・支援システム、付帯設備（燃料供給設備を除く）の点検表
整備・事故記録	定期点検整備、補修、事故、故障の記録

- ・修繕等が必要な場合は、事業者の負担において、ただちに修繕等を実施すること。
- ・運転監視及び定期点検等により、異常が発見された場合には、速やかに必要な対応策を講じること。また、これらを市に報告すること。
- ・日常点検・巡視、運転及び監視の結果を毎月、定期点検、測定及び整備の結果を少なくとも毎年、市に報告すること。
- ・Ⅱ 5(1) ④ に示す排ガス等検査を実施すること。

5 植栽・外構・緩衝緑地維持管理業務

- ・対象範囲は緑地・複合池を含めた敷地全体とする。植栽・外構等維持管理範囲図（別紙 10）を参照すること。
- ・進入路及び駐車場、車寄せ等の外構施設の維持、管理を行うこと。なお、水道タンク通路は業務範囲に含まない。
- ・新斎場建設ゾーン及び環境整備ゾーンにおける緑樹を保護・育成・処理して、美しい環境を維持すること。
- ・新斎場建設ゾーン西側エリアのうち、利用者が視認可能な範囲については、美観上及び安全上適切な状態に保つこと。その他の敷地については、倒木の処理を行うこと。
- ・敷地の周囲に整備された境界柵は、適切な状態に維持すること。
- ・3 年に 1 回程度複合池に溜まった堆積物を撤去すること。
- ・植物の形状、生育状況及び植物の病虫害等に対する点検並びに剪定、施肥及び病虫害防除のための消毒等の手入れを適切な管理計画に沿って実施すること。
- ・薬品等は適正な管理を行うこと。
- ・業務終了後は、門扉等の施錠確認及び火気の始末に努めること。

6 残骨灰及び集じん灰処理業務

- ・残骨灰及び集じん灰は、それぞれ分別し、適切に管理すること。
- ・残骨灰については、有価物と遺灰に分別し、遺灰は「墓地、埋葬等に関する法律」の趣旨に則り適切に処理すること。
- ・有価物については、換金し市に返納すること。
- ・集じん灰の搬出、最終処分は事業者の責任によって適切な方法により実施する

こと。

- ・ 集じん灰搬出の際は、ダイオキシン類濃度を測定すること。

7 備品等管理業務

- ・ 備品台帳を作成し、備品の補充及び管理を確実に行うこと。
- ・ 備品等の経年による劣化や汚れ等が著しい場合には、速やかに修繕若しくは交換を行うこと。また、市が劣化や汚れ等が著しいと判断し、改善を求める備品等についても、速やかに修繕若しくは交換を行うこと。
- ・ 交換した備品等についても、市の備品登録を行い、各備品に市の備品登録シールを貼り付けること。
- ・ その他、必要な品目や予備品の数量については、事業者の提案とする。

8 清掃業務

- ・ 公共サービスの提供その他の各種業務が快適な環境のもとで円滑に行われるようにするため、清掃を実施し、施設及び敷地を美しく衛生的に保つこと。
- ・ 日常清掃、定期清掃及び特別清掃を適切に組み合わせた作業計画を策定・実施し、清掃箇所に応じた適切な頻度、方法で清掃すること。
- ・ 業務範囲は、進入路及び水道タンク通路を含めた敷地全体とする。
- ・ 清掃業務によって発生した廃棄物は、適正な処理を行うこと。
- ・ 業務終了後は、各室の施錠確認、消灯及び火気の始末を行うこと。

9 警備業務

- ・ 施設の警備を行い、事故の発生を警戒・防止することにより、財産の保全と人身の安全を図ること。
- ・ 施設の利用時間外は、建物内外の主な出入り口及び扉の施錠を行うとともに、本件施設の鍵の保管及びその記録を行うこと。
- ・ 火葬場の使用時間内は人的警備、使用時間外は機械警備を基本とし、必要に応じて両者を組み合わせて実施すること。通夜等で使用時間外も使用されている際の施設及び利用者の安全などに十分配慮した警備計画を策定すること。
- ・ 人的警備に当たっては、施設の利用時間、用途、規模等を勘案して適切に巡回警備計画を立て、定期的に施設内を巡回して不審者・不審物及び施設内の異常の発見等に努めること。
- ・ 機械警備に当たっては、機械監視装置による不審者の発見及び排除等を行うこと。

10 環境衛生管理業務

- ・ 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき、害虫の駆除、空気環境の測定、排水施設の清掃と補修を実施すること。また、施設の消臭作業を実施すること。
- ・ 駆除作業は専門技術者の指導のもとに行うこと。

- ・薬品等は適正な管理を行うこと。
- ・業務終了後は、各室の施錠確認、消灯及び火気の始末を行うこと。

11 環境整備ゾーンの維持管理業務

- ・機能上また安全上、適切な状態に保ち、快適に利用できるようにすること。
- ・倒木・枯れ木は速やかに処理すること。
- ・グラウンドについては、年 1 回 10t ダンプトラック 1 台分の川砂を補充すること。補充の際には、容易に整地できるようダンプトラックから散布すること。
なお、グラウンドの整地・除草については、本業務範囲外とする。
- ・部材の劣化、破損、腐食、変形等が確認された場合には、迅速に修理・修繕等を行うこと。
- ・事故等が発生した場合は、適切に対処すること。

IV 施設運營業務要求水準

1 基本要件

(1) 業務の概要

本要求水準書、事業契約書及び事業者提案に基づき、施設を円滑に運営し、公共サービスの提供を行う。なお、付属研修施設、環境整備ゾーンについては、運營業務の対象外とする。

(2) 業務期間

施設供用開始から事業期間終了までの間とする。

(3) 運営計画及び報告

下記に示す各種計画書・報告書を作成し市に提出すること。

		作成	提出
運営	長期運営計画書	毎年	毎年
	年間運営計画書	毎年	毎年
	業務報告書（月報）	毎月	毎月
	業務日報	毎日	—
自動販売機・売店	業務計画書	毎年	毎年
	実績報告書	毎年	毎年

(4) 全体要件

- ・施設の安全性を確保し、利便性、信頼性を向上させ、利用者の立場に立った良質なサービスを提供すること。
- ・利用者の心情に配慮し、適切な接遇を行えるよう、従業員教育を実施すること。
- ・運營業務に関する協議・会議を、市と定期的（最低月 1 回）及び必要に応じて行うこと。
- ・業務に必要な用具、資材及び消耗品類は、全て事業者の負担とし、可能な限り市内業者から購入すること。
- ・施設の運営に当たっては、「墓地、埋葬等に関する法律」に基づく管理者及び関係法令等に則して必要な有資格者を配置すること。
- ・運營業務の履行に係り作成する資料等を本事業以外の目的で使用しないこと。また、個人情報の管理には十分に注意すること。
- ・業務の実施に必要な電気、水道及びガスは、計画的に節約すること。
- ・敷地内は原則禁煙とすること。

2 施設の運営概要

(1) 使用日

- ・休業日は、1 月 1 日及び市が別に定める日とする。動物、人体の一部に

については使用時間のみの受付とする。

- ・ 定期点検等による休業日等を設定する際は、事前に市と調整を行うこと。

(2) 使用時間

- ・ 火葬場の使用時間は、午前 9 時から午後 6 時までを原則とする。
- ・ 葬儀式場の使用時間は、午前 9 時から午後 9 時までを原則とする。ただし、通夜の際には、使用時間外においても、遺族が滞在できるようにすること。

(3) 使用料

条例により定める。

3 予約受付業務

- ・ 施設の予約受付は、24 時間対応とすること。
- ・ 動物、人体の一部については、予約の対象外とする。
- ・ 予約情報を活用し、斎場の運営を円滑に行えるよう、工夫すること。
- ・ 受付に当たっては、不公平、不透明な対応は行わないこと。特に、利用者の受付の順番には注意すること。

4 利用者受付業務

- ・ 霊柩車等の車両の安全に十分配慮し、適切に車両を誘導すること。
- ・ 動物の火葬受付は、一般の火葬受付と別に設け、利用者の動線を分離すること。
- ・ 霊柩車等の到着時に、受付での手続を案内すること。
- ・ 利用者から火葬許可証、斎場使用許可申請書を受領し、内容を確認すること。
- ・ 利用者から使用料を徴収すること。
- ・ 火葬終了後、火葬許可証へ押印し、利用者に返却すること。

5 使用料収納代行業務

- ・ 受付窓口において、本施設の使用料（火葬、動物火葬等）として、条例により定めた金額を徴収すること。
- ・ 徴収した使用料は、市会計規則に従い適正に取扱うこと。
- ・ 使用料収納代行業務を第三者に委託することはできない。

6 火葬業務

- ・ 霊柩車到着後、柩を霊柩車から柩運搬車へ移動すること。
- ・ 柩を柩運搬車で告別・収骨・炉前ホールに移動し、告別式の準備を行うこと。
- ・ 遺族や会葬者を告別室に案内し、告別式の手伝いを行うこと。
- ・ 告別式終了後、後片付け等を実施すること。
- ・ 遺族や会葬者が輻輳しないよう誘導すること。特に火葬が集中する時は、適切に職員を配置すること。

- ・告別室から炉前へ柩を移動し、喪主に名前を確認した後、入炉すること。
- ・入炉時及び出炉時等、遺族や会葬者の安全に配慮すること。
- ・遺族や会葬者に収骨予定時間等の説明を行い、待合ロビー又は待合室へ案内すること。
- ・遺族や会葬者に火葬終了の案内を行い、収骨室へ案内すること。
- ・喪主に名前を確認した後、焼骨を出炉し、収骨の準備を行うこと。
- ・収骨トレイへの焼骨の移動等の収骨準備は、地域の風習を考慮し、すべて喪主及び会葬者の立会いのもとで行うこと。
- ・業務の各段階で故人の氏名確認を徹底し、炉の施錠・開錠を喪主と共にすることなどで焼骨の取り違い事故が発生しないよう十分配慮すること。
- ・収骨の方法については、地域の風習に従うこと。なお、収骨の手伝いについては事業者の判断とする。
- ・収骨後の残滓については、遺族や会葬者の同意を得た上で、適正に処理すること。
- ・遺族や会葬者に配慮しつつ、収骨時間の短縮化を図ること。
- ・収骨終了後、遺族や会葬者を収骨室から退室するよう案内すること。
- ・遺族や会葬者の退室後、収骨室の清掃を行うこと。

7 火葬炉運転業務

- ・副葬品の残滓は事業者の判断で除去することなく出炉すること。
- ・所要時間は台車移動等も含め、告別 15 分、火葬 60 分、冷却 15 分程度であるが、火葬炉の状態や職員の配置などに配慮して適切な時間配分とすること。
- ・機器故障などが発生しないよう、日ごろから点検保守を行うこと。万が一、火葬中に機器トラブルが発生した場合にも、火葬の継続・完了に最大限の努力をしなければならない。
- ・火葬炉の運転に当たっては、環境保全に配慮し、排ガス中の有害物質に関して、関係法令等を遵守した上で、さらに一層の削減に努力すること。
- ・炉室業務についても、遺族の心情や遺体の尊厳に配慮しながら炉室業務を行うこと。
- ・死産児等を火葬する際は、収骨に配慮し火葬方法を工夫すること。

8 動物、人体の一部の火葬業務

- ・動物、人体の一部は当日受付とし、保管のうえ火葬を行う。
- ・動物の火葬は、受付から告別に至るまで、一般の遺族や会葬者とは動線を分離すること。
- ・動物に関しては、希望がある場合、関係者の告別を行うこと。
- ・動物に関しては、関係者自らが収骨を行うことができない旨、あらかじめ了承を得るものとする。なお、希望がある場合は、骨を収めた骨壺を関係者に返却すること。
- ・人体の一部に関しては、動物炉ではなく火葬炉で火葬を行うこと。

9 待合室関連業務

- ・待合室の使用受付、貸出業務を行うこと。
- ・施設利用者が快適な待ち時間を過ごすことができるように、茶葉の用意、給茶用具の貸出しや後片付けなど設備貸与に関する業務を実施すること。
- ・待合室の利用は利用者の任意とし、使用料の収納代行業務を行うこと。
- ・地域の風習を考慮し、待合室では、遺族や会葬者が飲食できるものとする。その際、ごみは、施設利用者に持ち帰っていただくこととする。
- ・施設利用者、その他市が認めた者以外の者に対して、待合室を提供してはならない。

10 葬儀式場関連業務

- ・葬儀式場及び霊安室の使用受付、貸出業務を行うこと。なお、貸室方式とし、祭壇等の備品を貸し出す場合でも、式場での設営は業務範囲に含まない。
- ・利用者到着時に、施設案内や設備等の説明を行うこと。
- ・利用者の希望に応じて、霊安室に遺体を安置すること。
- ・式場及び霊安室の利用者から使用料の収納代行業務を行うこと。

11 自動販売機及び売店（売店を設置する場合）

- ・自動販売機及び売店の運営に関して、効率的かつ施設の円滑な運営を妨げないよう十分配慮した事業計画を提案すること。
- ・売店は斎場施設内のみ、自動販売機は斎場施設内及び環境整備ゾーンに設置可能とする。
- ・事業に係る売上金は、事業者に帰属するものとする。
- ・事業者は、自動販売機及び売店の設置に伴う目的外使用に係る使用料を市に支払うこと。
- ・自動販売機及び売店運営に要する光熱水費は、事業者の負担とする。
- ・定期的に事業実績の報告を行うこと。
- ・自動販売機及び販売物の価格は、一般的な市場価格を参考にし、適正な価格設定とすること。
- ・自動販売機で煙草を販売する場合は、当該機は喫煙室内に設置すること。
- ・売店を設置する場合には、数珠等の葬祭関連品を必ず販売すること。売店を設置しない場合であっても、受付等において販売すること。
- ・事業期間中に自動販売機の台数や売店の数を変更する際や、売店を閉店する際は、市の許可を得ること。

12 その他

(1) 勤務管理

- ・職員の勤務計画を策定し、業務の監督を行うこと。
- ・サービスの質を確保するため、接遇マニュアルを作成するとともに、定

期的に職員教育・研修（人権研修を含む。）を実施すること。

(2) 庶務・広報業務

- ・業務に関する電話等への対応、消耗品の補充等、事業者の判断において斎場運営に必要な庶務業務を行うこと。なお、予約対応を含め、必要な電話料金及び通信費は、事業者の負担とする。
- ・施設の広報及び情報提供のために、ホームページやパンフレット等の施設案内資料を作成し、市民及び利用者等に対し配布やその他の対応を行うこと。
- ・外国人利用者を想定し、複数言語（英語、スペイン語、ポルトガル語、中国語、韓国語）による施設案内図等の資料を作成し、配布すること。
- ・副葬品に関する市民・葬祭業者への啓発を行うこと。
- ・斎場で急病人が発生した場合、その対応を行うこと。また、急病人への対応に必要な AED やベッド等の器具を備え、常に使用可能であるよう管理すること。
- ・事業者が作成するホームページにより、市民に情報提供を行うこと。また、市内の民間葬儀業者に本斎場を利用した葬儀パック等がある場合は、各業者のホームページへのリンク等により情報提供を行うこと。
- ・利用者から申請があった場合には、火葬済証明書を発行すること。

(3) 各種資料の作成・保管及び閲覧

関係法令において、必要とされている資料を作成すること。また、施設への備え付けが求められている図面、資料等を、施設に備え付けること。また、遺族関係者の請求があったときは、これを閲覧に供すること。市の要求に応じてこれらの資料等を市に提出すること。

(4) モニタリング

- ・市が実施するモニタリングに協力すること。市が要求する資料等については、速やかに市に提出すること。
- ・各業務について、セルフモニタリングを実施し、結果に基づき、業務改善・継続的なサービスの向上を図ること。
- ・アンケート等により、斎場利用者の意見や要望を聞き取り、業務改善・継続的なサービスの向上を図ること。

(5) 大規模災害時の対応

① 市が被災した場合

- ・大規模災害が発生した場合であって、市が必要と認めたときは、受付時間、開場時間等を延長し、24 時間体制で対応すること。
- ・大規模災害発生時には、周辺住民の緊急避難場所として、一時的に施設を開放し、避難住民への対応を行うこと。その際、遺族及び会葬者

への配慮も十分行うこと。なお、施設に損傷等が生じた場合には、可能な限り早期に復旧を行うものとし、その状況を報告すること。

- ・本対応に要する費用は、市の負担とする。

② 他市町村が被災した場合

- ・大規模災害により、他市町村が被災した場合において、広域災害支援の観点から、市が他市町村民の火葬を行う必要があると認めた場合は、受付時間、開場時間等を延長し、対応できるようにすること。
- ・本対応に要する費用は、市の負担とする。

(6) 引き取りを希望しない焼骨

利用者が引き取りを希望しない焼骨については、適切な方法で取り扱うこと。

(7) 心づけ受領の禁止

事業者及び関係者が、遺族や会葬者、葬祭業者等から心づけを受領することはかたく禁じる。心づけは、金銭のみでなく中元歳暮等物品も含む。